

# 通所系サービス事業所における 知的障害者の健康診断に関する研究

○大村 美保  
(筑波大学人間系)

KEY WORDS: 通所系サービス事業所 健康診断 知的障害者

## (目的)

知的障害者はその障害特性から、様々な健康課題があり、知的障害のない人以上に健康診断による早期発見が重要である一方、通所系サービス事業所に通う知的障害者は十分に健康診断を受けられる体制が整っていない。本研究は、通所系サービス事業所を利用する知的障害者の健康診断受診状況の実態を明らかにすることを目的に、通所系サービス事業所とその利用者を対象とした健康診断の実施及び受診状況に関する質問紙調査を行い、在宅の知的障害者の健康診断に関する課題及び今後の在り方を検討する。

## (方法)

**調査方法** 健康診断の実施及び受診状況について、通所系サービス事業所及び事業所を利用する障害者に対し、質問紙調査を行った。質問紙は郵送による配布・回収を行った。

**分析方法** 数量データ：SPSS Ver. 26 を使用し統計的に分析した。テキストデータ(利用者調査)：自由記述項目におけるテキストデータに対し、MAXQDA Ver. 2018.2 を使用し、KJ法を参考にデータの切片化と分類を行った。本研究は筑波大学人間系研究倫理委員会にて研究倫理審査を受審し、承認を受けた後に実施した(倫理審査課題番号：筑2019-61A)。

## (結果)

A 障害福祉圏域の通所系サービス事業所 25 か所中 9 か所から施設調査の回答を得た(回収率 36.0%)。健康診断の実施状況は、「実施なし」事業所が 5 か所(55.6%)であった。実施事業所の実施形態は「事業所に来る健診車」が 2 か所、「嘱託医が来所」「健診センター」が 1 か所であった。

9 事業所に通う 18 歳以上の利用者または保護者 156 人に対して利用者調査を行った(回収率 31.2%)。利用者の年齢は 18 歳から 70 歳で、平均年齢は 39.3 歳、障害種別では知的障害が半数以上を占めた。健康診断を定期的に受診している者は 88 人(56.4%)で、受診の有無について障害種別による有意な差はなかった。未受診者の理由は「特になし」が最も多く、次いで「その他」が多かった。「その他」の内容は「定期通院しているから」という回答が半数を占めた。健康診断に対する困難感は、「難しい」群が 52.5%を占め、知的障害者において「難しい」と感じる者が有意に多かった( $\chi^2=4.281, df=1, p<.05$ )。また実施事業所に通う者の方が、実施なし事業所に通う者よりも定期的に健康診断を受診していた( $\chi^2=16.527, df=1, p<.01$ )。さらに定期的に健康診断を受診している者において困難感が有意に低かった( $\chi^2=14.709, df=1, p<.01$ )。

「障害者の健康診断に対する難しさ」及び「健康診断に求めること」について、利用者調査の自由記述内容を分析した。結果を Figure.1 のカテゴリー概念図に示す。「障害による特性」「心理的障壁」のある障害者が、健康診断を受けようとする場合に「アクセス」場面と「受診」場面での難しさが生じていた。そして健康診断に求めることとして、「個別の合理的配慮」や、「受診の促進」、「障害者対象の健康診断」を特別に設けることが挙げられた。

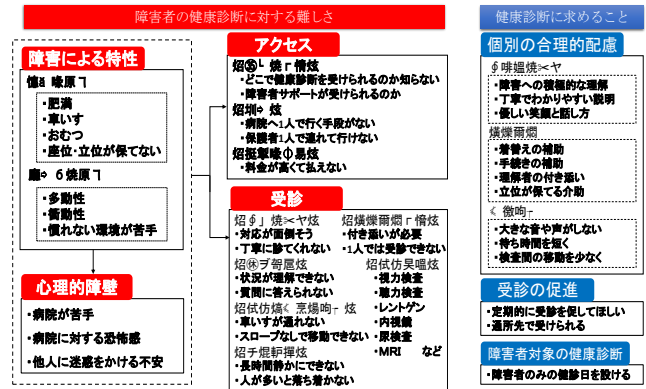


Figure.1 カテゴリー概念図

## (考察)

入所施設や親の会の会員を対象とした健康診断受診状況に関する先行研究と比較すると、本調査が対象とした通所系サービス事業所の利用者における健康診断の受診率は低いが、健康診断を実施していない事業所に比べて実施事業所に通う利用者の方が健康診断を定期的に受診している実態が明らかになった。加えて定期的に健康診断を受診している者において困難感が低いという結果や、健康診断に対して「受診の促進」を求める意見が挙げられた。さらに、未受診者はその理由として、健康診断に対して必要性を感じない、あるいは定期通院をしているから健康診断は必要ないという認識があり、健康診断に対する意識の低さが窺えた。現時点で通所系サービス事業所において健康診断の実施義務はなく、利用者が健康診断を受けられる体制は十分ではないが、以上の結果から、通所系サービス事業所における健康診断の実施は、利用者の定期的な健康診断受診の機会を確保し、健康管理に対する意識を高めるため重要であることが示唆された。

自由記述内容の分析では、健康診断に対し、知的障害者に限らず個別の難しさが示され、多くは医療側の理解や配慮の不足により生じていることが推測された。障害の有無に関係なく、誰もが安心して健康診断を受診できることが望ましく、今後、医療側が障害理解を進めるとともに、健康診断における合理的配慮の提供が求められる。通所系サービス事業所で行う健康診断を含む「障害者対象の健康診断」は、一般の健康診断で合理的配慮が不足する現状において、心理的障壁を感じずに受診できる点で障害者や家族にとって利点がある。一方、事業所に通わない在宅障害者の存在を考えると、障害者が他の者と平等に健康診断を利用できることが重要であり、「障害者対象の健康診断」で培われる健康診断における合理的配慮に関する知見の収集と活用が求められる。

## (文献)

村岡美幸・志賀利一(2015) 障害者支援施設等における健康診断の実施状況について、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園紀要, 9, 1-13.  
村岡美幸・志賀利一(2016) 知的障害者の定期健康診断の受診状況—地域で生活する知的障害者に焦点を当てて—, 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園紀要, 10, 1-8.